

教職員の働き方改革について

2019年1月30日
教育委員会事務局

目次

1. 学校における働き方改革に係る国（文部科学省）の取り組み
2. 教職員の働き方改革に係る福島県の取り組み
3. 2018年度における市教育委員会の取り組み
4. 部活動適正化に向けた国（スポーツ庁）・福島県の取り組み
5. いわき市小中学校部活動運営方針【概要】と策定後の対応
6. 市教育委員会が検討している2019年度の実施事項
7. ICTを活用したさらなる業務効率化のイメージ（統合型校務支援システムの活用）

学校における働き方改革に係る国（文部科学省）の取り組み

平成27年7月
「学校現場における業務改善のためのガイドライン」策定

平成28年4月
「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」設置

平成29年1月
学校現場における業務の適正化に関する大臣メッセージ

平成29年4月 教員勤務実態調査（平成28年度）集計【速報値】公表
・前回調査（平成18年）と比較して、土日・平日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加している。
・**小学校教諭の34%、中学校教諭の58%**が月換算で**80時間以上の時間外勤務**を行っている現状。

中央教育審議会に諮問（平成29年6月）

「学校における働き方改革特別部会」で議論

学校における働き方改革に係る緊急提言（平成29年8月）

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（平成29年12月）

学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月）【文部科学大臣決定】

- 学校・教員が担うべき業務の役割分担・適正化
- 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

・ICTの活用やタイムカード等による勤務時間の客観的な把握

・部活動における適切な活動時間や休養日の設定のガイドラインの提示

- 勤務時間に関する数値を示した上限の目安のガイドラインの検討・提示

- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日）【別紙資料参照】

教員の働き方改革のポイント

- ◆時間外勤務の上限として「**月45時間、年360時間**」のガイドライン【別紙資料参照】
- ◆「自発的」とされた時間外の授業準備や部活動などの業務を「勤務時間」へ
- ◆繁忙にあわせ年単位で勤務時間を調整し、休日のまとめ取りをする「変形労働時間制」の導入を認める
- ◆教員、学校、地域が関わる業務を整理し、担うべき仕事の明確化

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

（平成30年3月 スポーツ庁）

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

（平成30年12月 文化庁）

教職員の働き方改革に係る福島県の取り組み

平成29年6月 教員の勤務実態調査を実施（同年9月に結果公表）

小学校教諭の約4割,中学校教諭の約7割,高等学校教諭の約5割が週20時間（月80時間）以上の時間外勤務を行っている現状

教職員の多忙化解消アクションプラン（2018～2020年度）【平成30年2月】

【プランの目的】

教職員が自ら学び,児童生徒と向き合う時間を確保するため,長時間勤務を改善する。それにより,学校のチーム力や教員の指導力を最大化し,豊かな教育環境の形成を目指す。

【プランの数値目標】

- ・時間外勤務時間 **1週間あたり11時間以下（月45時間以下）**
- ・業務繁忙期の時間外勤務時間 **1週間あたり20時間以下（月80時間以下）**
- ・計画期間内で時間外勤務時間を30%削減（2017年度比で2021年6月の勤務実態調査で達成を目指す）

2018年の主な取組（新規事業）

【マネジメント体制の改善】

- ・児童生徒一斉下校日の設定
- ・夏季休業中の学校閉庁日の設定
- ・**スクールサポートスタッフの配置**

【部活動の在り方の見直し】⇒ **運動部活動の在り方に関する方針**【平成30年7月】

- ・部活動休養日の設定 **平日週1日及び土日いずれか週1日以上**
- ・部活動練習時間の上限設定 **平日2時間、休日3時間**
- ・**部活動指導員の配置**

【その他の取組】

- ・**パソコン入力等による出退勤時間の管理**
- ・会議の精選、持ち方の見直し
- ・音楽発表会等のコンクール等の精選
- ・小学校英語の専科指導教員の配置 ……など

【今後導入を検討する取組】

- 2019年度：法律に関するアドバイザー（スクールロイヤー）の設置
- 2020年度：**統合型校務支援システム**等の導入

2018年11月26日

「市町村立学校統合型校務支援システムの在り方検討協議会」設置

2018年度における市教育委員会の取り組み

第1回総合教育会議 (5/25)
教職員の働き方改革について

第2回総合教育会議 (8/30)
教職員の働き方改革について～部活動の在り方～

いわき市立小中学校部活動運営方針
(11/7付公表)

5月

6月

7月

8月

10月

11月

12月

第1回いわき市教職員の多忙化解消に向けた
検討委員会 (6/22)

- ・今後のスケジュールについて
- ・夏季休業中の学校一斉閉庁日の設定について
- ・部活動の適正化について
- ・留守番電話の運用について
- ・保護者宛通知について

「学校閉庁日」の設定について (6/26付通知)

学校に日直等を置かず、対外的な業務を行わない
日として、夏季休業中の学校閉庁期間を一律に設定

8月13日～16日 (4日間)

併せて、学校より保護者宛通知を「いわき市教育委員会」名で配付

第2回いわき市教職員の多忙化解消に向けた
検討委員会 (10/22)

- ・部活動適正化に向けた現状と課題について
- ・「いわき市立小中学校部活動運営方針」の検討

「留守番電話」の運用について (7/5付通知)

運用時間帯は以下の時間帯を基本とし、学校の実態に応じて設定

- ・週休日 (土日)・休日 (年末年始休暇日を含む) : 終日
- ・夏季休業中の学校閉庁日 : 終日
- ・児童生徒一斉下校日 : 16時30分から
- ・部活動を実施した平日 : 児童生徒の下校が完了し30分を経過した時刻から

併せて、保護者宛通知を行う際には、市教育委員会の方針で留守番電話を運用する旨を明記するよう通知

第3回いわき市教職員の多忙化解消に向けた
検討委員会 (12/12)

- ・「(仮称) いわき市教職員サポートプラン」
策定に向けた課題の整理

【課題整理の視点】

- ①勤務時間を意識した働き方
- ②教職員の意識改革
- ③業務の削減や分業化
- ④業務の効率化・ICT化
- ⑤学校の業務環境の改善

- 「学校閉庁日」「留守番電話」の運用について、教育委員会及び学校に対し、保護者から苦情等は寄せられていない。
- 留守番電話については、電話対応で仕事が中断することがなくなり、仕事に集中しやすくなったと学校現場からの声がある

【いわき市教職員の多忙化解消に向けた検討委員会委員】

- ・いわき市小・中学校連絡協議会長 ・いわき市小学校長会長 ・いわき地区中学校体育連盟会長 ・福島県吹奏楽連盟いわき支部長
- ・福島県合唱連盟いわき支部長 ・いわき市立小中学校事務研究会長 ・いわき市PTA連絡協議会長
- ・いわき市PTA連絡協議会母親委員会委員長

部活動適正化に向けた国（スポーツ庁）・福島県の取り組み

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（30年3月） 【スポーツ庁】

- 適切な運営のための体制整備
 - 都道府県は「運動部活動の在り方に係る方針」を、学校の設置者は「**設置する学校に係る運動部活動の方針**」を、校長は、毎年度の「**学校の運動部活動に係る活動方針**」を策定
 - 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は**活動方針とともに公表**
- 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 適切な休養日の設定
 - 学期中は**週当たり2日以上**の休養日（平日1日、土日1日以上）
 - 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、**長期休業（オフシーズン）を設ける**
 - 1日の活動時間は、長くとも**平日は2時間程度**、学校の**休業日は3時間程度**
 - 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- 学校単位で参加する大会等の見直し
 - 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方を速やかに見直し
 - 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査

「運動部活動の在り方に関する方針」（30年7月） 【福島県】

- 学校体育における部活動の位置づけと意義
- 適切な休養日や練習時間の設定等
 - 適切な部活動休養日の設定
 - 中学校：**平日週1日及び土・日いずれか週1日以上**
 - 中高共通（長期休業中）
：学期中と同様に設定し、加えてお盆休みや年末年始などまとまった休みを設ける
 - 適切な部活動練習時間の設定
 - 中学校：**平日2時間、休日3時間を上限**とする
 - 大会等への参加の見直し
 - スポーツ医・科学的な観点から生徒の健康・安全を第一に考え、学校単位で参加する大会等を見直し
 - 協議団体が主催する各種大会への参加については、教育課程に基づいて実施する行事等の日程を優先するとともに、生徒や家庭に過度な負担をかけることがないようにする
 - 学校の設置者は、大会の主催者に対して、生徒や部活動顧問等の負担が過度にならないよう大会等の精選について要請する
 - 各種競技団体は、部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行う必要がある
- 適切な部活動運営のための整備体制
 - **部活動指導員の活用**
- 部活動の適切な指導に向けて

いわき市小中学校部活動運営方針【概要】と策定後の対応

構成

- 1 学校教育における部活動の位置づけと意義
- 2 適切な休養日と活動時間の位置づけ
- 3 適切な部活動運営のための体制整備
- 4 適切な部活動運営に向けた教育委員会の取組み
- 5 部活動での適切な指導に向けて

「休養日」の設定

- 平日に週1日以上、週休日（土・日）に週1日以上を休養日とする。
- 夏季休業中の学校閉庁日及び年末年始期間（12月29日から1月3日まで）を全市一斉の休養日とする。
- 週休日2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

「活動時間」の設定

- 平日における活動時間は、2時間を上限とする。
- 週休日（土・日）や祝日、長期休業中における活動時間は、3時間を上限とする。
- 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施する。

大会等への参加の見直し

- スポーツ医・科学的な観点から児童生徒の健康・安全を第一に考えるとともに、学習や家庭生活とのバランスの取れた生活を実現するため、**学校単位で参加する大会・コンクール・イベント等の見直しを行う。**
- 各関係団体が主催する大会・コンクール・イベント等への参加については、教育課程に基づいて実施する行事等の日程を優先し、児童生徒や家庭に過度な負担をかけることのないようにする。

各学校の体制整備

- **校長は、**県市の方針に則り、**毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、「活動計画」（年間及び毎月の活動計画）とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。**
- 保護者に部活動等の意義や運営に関して正しく理解してもらうとともに保護者の負担軽減に努める。遠征試合等については、保護者の経済的負担や児童生徒の心身の負担、移動手段等の安全性を十分に考慮し、校長責任の下、実施すること。

市教育委員会の取組み

各関係団体等に対して、児童生徒や教職員の負担が過重にならないよう、**市・方部レベルの大会・コンクール・イベント等の開催を精選することを要請する。**
（中体連を除き、年間25日以内とする。）

- 部活動の在り方について保護者宛の文書配布、本方針のホームページでの周知
- **部活動指導員の学校への段階的な配置を推進**する。
- 必要に応じて「部活動適正化会議」を開催し、諸課題の調整・解決を図る。
- 部活動顧問等を対象とするスポーツ指導に係る指導の在り方についての研修を計画し、実施する。

【方針の周知】・2018年11月7日：管内小中学校校長会

・2018年11月16日：①教育長記者会見、②保護者宛通知の配付、③市ホームページ掲載

【各種団体への要請】いわき市体育協会、いわき野球連盟、NPO法人いわきサッカー協会等の運動系団体、及び福島県吹奏楽連盟・福島県合唱連盟
いわき支部、全18団体に大会等の精選を依頼。

市教育委員会が検討している2019年度の取組事項

- 夏季休業日における学校閉庁日の拡大について検討
- 留守番電話の継続運用
- いわき市立小中学校部活動運営方針の徹底
- 「(仮称) いわき市教職員サポートプラン」の策定

策定スケジュール

5月～8月
測定指標及び取り組み事項（柱立て）の設定

9月～10月
プラン概要及び本編策定

11月
プラン決定・公表

政策パッケージとして教職員の働き方改革を強力に推進

勤務時間管理の徹底（時間に対する意識改革）

教職員の勤務時間を客観的に把握するための出退勤管理システムの導入

【システム導入の効果】

- 教職員2,000名の客観的な勤務時間の一元管理の実現（改正労働安全衛生法の遵守）
- 教職員個人の携帯電話からの打刻による土・日の部活動等対応時間の把握の実現
- 時間外勤務時間上限近接時のアラート通知による時間に対する意識改革の実現
- 教育委員会及び学校管理職による勤務時間管理の効率化の実現

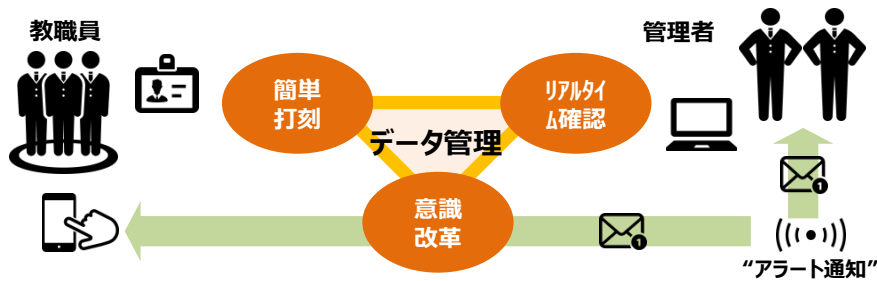
中学校部活動指導体制の適正化

部活動指導員（注）を配置（中学校に4名程度）

（注）学校教育法施行規則第78条の2に該当する者）

- 校長監督下、単独で部活動指導や大会等への引率を実施
- 1日あたり2時間、週あたり4日勤務
- モデル校は、教職員の人事異動を考慮し、専門的かつ知識経験を有する指導者がいない学校を選定
- 部活動指導員は、退職教員等の部活動指導経験や保護者との信頼関係等を総合的に勘案して決定

教育委員会において、モデル校での教員の負担軽減の寄与度、運用上の課題等の把握・解決策の検証及び研修を実施



「教育の質の向上」と「子どもと向き合う時間の確保」を実現

ICTを活用したさらなる業務効率化のイメージ（統合型校務支援システムの活用）

- 学籍,出欠,成績,学習や生活健康の記録等の児童生徒のデータを一元管理し,その都度データを入力することなく,通知表や調査書,指導要録等の必要な帳票が出力でき,他校に異動しても同じシステムで操作できる統一したシステム

現状

多くの学校で,通知表や指導要録を手書きまたは表計算ソフト等を利用して作成しているため,その都度のデータ入力や,転記,(出欠席日数等の)計算等の重複作業,管理職による(検算等の)確認など,多くの時間を要しており,作業ミスも発生しやすい状況にある。

統合型校務支援システムの活用

異なる立場の教職員が,児童生徒情報を入力

- ・学級担任
- ・教科担任
- ・生徒指導担当
- ・進路指導担当
- ・養護教諭
- ・部活動顧問

児童
生徒

入力

- ・入力は一度だけ
- ・転記作業なし
- ・修正はマスタデータのみ

データを一元管理

児童生徒情報
データベース

学籍,出欠,成績,学習や
生活・健康の記録

指導要録情報

通知表情報

成績情報

出欠席情報

名簿情報

出力

指導要録

通知表

出席簿

指導要録,調査書
健康診断表 など

成績通知表
成績一覧表 など

進路統計
保健統計 など

統合型校務支援システムの活用による成績処理等に係る負担軽減

平日30分×年245日(勤務日) = **年間約120時間/人**
※北海道の事例では,年間平均換算116.9時間 1日あたり29分軽減

効果

通知表や指導要録等の電子化により,業務の効率化や転記ミス等の事故防止を図ることができ,教職員が**児童生徒に向き合う時間を確保**することができる。また,児童生徒の学習及び生活の記録をシステムで一元管理することにより,**きめ細かな指導が可能となり,教育の質の向上が期待**できる。